

# 岐阜県ママさんバレーボール連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は岐阜県ママさんバレーボール連盟と称する。

第 2 条 本連盟に事務局を置く。

## 第 2 章 目 的

第 3 条 本連盟は、バレーボールを通して家庭婦人の心身の健全な発展と、その輪の広がりを願い、あわせて社会的価値あるものとして生涯スポーツに導くことを目的とする。

## 第 3 章 事 業

第 4 条 本連盟は第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会
- (2) バレーボールに関する研究会及び講習会
- (3) 加盟団体の事業の発展と相互の連絡融和を図ること
- (4) バレーボールに関する諸団体の連絡を図ること
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第 4 章 組 織

第 5 条 本連盟は次の会員をもって組織する。

- (1) 本連盟は、各地区ママさんバレーボール連盟に登録されているチーム、個人をもって組織する。

第 6 条 本連盟は次の 6 地区に支部を置く。

岐阜 西濃 中濃 可茂 東濃 飛騨

## 第 5 章 役 員

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事 長	1名	副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名	理 事	若干名
監 事	2名	事 務 局 長	1名
主 事	若干名	会 計	1名

本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問、参与を置くことができる。

第 8 条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長は理事会でこれを推挙する。
2. 理事は各地区より若干名を選出し、会長がこれを委嘱する。
3. 前項の他に会長は若干名の理事を委嘱することができる。
4. 常任理事は理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
5. 理事長及び副理事長は常任理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
6. 監事は理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
7. 事務局長は、常任理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
8. 主事及び会計は理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
9. 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は理事会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

第 9 条 役員の業務分担は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し本連盟の業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表し常務を処理執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し理事長が事故ある時はその職務を代行する。
5. 常任理事は常任理事会を組織し常務を処理執行する。
6. 理事は理事会を組織し本連盟の業務を審議決定する。
7. 監事は会計を監査する。
8. 事務局長は本連盟の総括的事務を処理する。
9. 主事は本連盟の事務を処理し事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

10. 会計は本連盟の会計事務を執行する。
11. 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は会長及び理事会の諸問に応じ、また役員会に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 役員任期は 2 年とし再任することができる。

1. 役員任期が満了となったときには、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
2. 役員の中で欠員が生じたときには、第 8 条により後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 6 章 会 議

第 11 条 1. 理事会は重要事項を審議する。ただし、会長は必要に応じ、または 1/3 以上の理事の請求があった時には 2 週間以内にこれを招集する。

2. 理事会及び常任理事会は必要に応じて会長が招集する。

3. 理事会は毎年 3 月、次の事項を審議決定する。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 役員選出    | (4) 規約の改正    |
| (2) 予算および決算 | (5) その他の重要事項 |
| (3) 事業計画    |              |

第 12 条 すべての会議は役員総数の 1/2 以上の出席をもって成立する。

第 13 条 すべての会議の決定はその出席役員の過半数の決議による。会議に出席できない役員は他のものに委任することができる。ただし、その代理人は一人以上を代理することはできない。

## 第 7 章 委 員 会

第 14 条 本連盟に委員をもって組織する委員会を設ける。

第 15 条 1. 委員会は本連盟の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担して調査研究し、常任理事会の承認を得てこれを処理執行する。

2. 委員会の設置ならびに解散は理事会の承認を得てこれを行う。

3. 委員会の機構ならびに業務内容については別にこれを定める。

第 16 条 1. 委員会に常任理事の中より選出された委員長を置く。

2. 委員会は必要に応じて副委員長を置くことができる。

3. 委員は委員長が推薦し会長がこれを委嘱する。

第 8 章 登 録

第 17 条 会員は別に定める登録規定により毎年登録しなければならない。

第 9 章 会 計

第 18 条 本連盟の経費は次の収入をもってこれを充てる。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 会員の加盟分担金 | (5) 寄付金 |
| (2) 競技会の参加料  | (6) その他 |
| (3) 事業収入     |         |
| (4) 公共団体の補助金 |         |

第 19 条 本連盟の加盟負担金の年額は次のとおりとする。

- |         |        |
|---------|--------|
| (1) チーム | 4,000円 |
| (2) 個人  | 500円   |

第 20 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第 21 条 本連盟の予算および決算は監事の監査を経たうえ理事会の承認を得なければならない。

第 10 章 雑 則

第 22 条 役員職務のための行動に伴う経費については別にこれを定める。

附 則

本規約は昭和47年4月1日より施行する。

昭和62年3月 一部改正

平成 4年3月 一部改正

平成 9年3月 一部改正

平成19年3月 一部改正

平成24年3月 一部改正

# 岐阜県ママさんバレーボール連盟登録規定

岐阜県ママさんバレーボール連盟規約第 17 条により登録規定を次のとおり定める。

- 第 1 条 本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体名および構成員を本連盟に登録しなければならない。
- 第 2 条 登録しようとする団体は、毎年原則として 4 月末日までに登録するものとする。
- 第 3 条 本連盟の主催する競技会ならびにその予選会の参加は、登録団体であって、かつ、その登録構成員によって編成されたチームでなければならない。ただし、競技会参加規定により認められたときはこの限りではない。
- 第 4 条 競技会参加は 1 登録団体 1 チームとする。  
ただし、競技会参加規定により認められたときはこの限りではない。
- 第 5 条 登録団体の登録構成員の資格は、次の各項によるものとする。
1. 原則として既婚婦人であること。
  2. 各地区内に現住すること。
- 第 6 条 登録は 1 人 1 団体とする。
- 第 7 条 登録団体はその登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、直ちに届出なければならない。
- 第 8 条 毎年 5 月 1 日以降に申請された登録団体および登録構成員の追加あるいは変更の届出による効力は、次の各項によるものとする。
1. 登録しようとする団体の登録構成員の全員が未登録の場合は、本連盟がこれを受けた日からその効力を発生する。
  2. 前項以外の場合は、本連盟がこれを受付けた日から原則として 30 日を経過した日よりその効力を発生する。
- 第 9 条 登録団体はその登録構成員が退団したときは、直ちに登録抹消届を提出するものとする。
- 第 10 条 本規定およびアマチュアスポーツ精神に反すると認めるときは、登録団体あるいは登録構成員に対して登録を取消し、または一定期間競技会等の参加ならびに出場を停止することがある。